

体験価値創出コンテンツガイド育成業務委託仕様書

1 目的及び業務概要

本県の地域体験や観光施設においては、旅行者の多様化・高付加価値化が進む中で、多言語での案内や専門的な背景説明、体験全体のストーリー性の強化など、新たな対応が求められている。こうしたニーズに的確に対応するため、旅行者に地域の価値を分かりやすく、魅力的に伝えられるコンテンツガイドを育成することを本業務の目的とする。

そのため、地域資源を市場視点で整理・編集する考え方を取り入れ、事業者が体験価値を構築・発信する際の判断軸を身につけられるよう研修等を実施する。また、育成過程でモデルとなるコンテンツ造成・磨き上げを支援し、そのプロセスを研修内等で共有することで、参加者が自地域での体験造成・磨き上げを継続的に実践できる体制を整える。

これらの取組を通じて、県域全体の体験価値の底上げと、ホスピタリティ人材の量的・質的確保を図り、稼ぐ観光地域づくりを目指す。

2 委託業務の名称

体験価値創出コンテンツガイド育成業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）

4 委託料の上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の内容

上記1の目的及び業務概要を踏まえ、以下の業務を企画・提案・実施すること。本業務の実施に関する事前準備、企画調整、運営等に係る一切の作業及び必要な費用は、全て本委託に含むものとする。

(1) コンテンツガイド研修の実施

旅行者に地域の価値を分かりやすく、魅力的に伝えるために必要な知識・視点・技術を習得できる研修を実施すること。座学（120分×2コマ×2回）及び実地研修（2回）の計4回以上とし、地域理解、ストーリーテリング、高付加価値旅行者の特性など、ガイドとして必要な基礎知識を体系的に学べる内容とすること。

また、地域資源を市場視点で整理・編集する考え方を取り入れ、体験価値

を構築・発信する際の判断軸を身につけられる内容とすること。作成したコンテンツ（作成中のものを含む）を教材として活用し、体験価値の構造や編集プロセスを実践的に理解できるよう工夫すること。

参加者の募集、講師の選定、会場手配、資料作成、研修運営に必要な作業を行い、参加者募集時の工夫や参加者に継続して参加を促す仕組みなどを提案し、目標とする参加人数も示すこと。

(2) フォローアップ研修の実施

上記研修内容の定着、疑問点の解消、実践への不安払拭、モチベーション維持を目的として、オンラインによるフォローアップ研修を3回以上、実施すること。参加者の実践状況を共有し、課題の抽出や改善点の助言を行うほか、ガイドとしての伝え方や編集力の向上につながる追加指導を行うこと。

(3) トークスクリプト及び自主学習教材の作成

ガイドが体験価値を効果的に伝えるためのトークスクリプトなどを作成すること。作成にあたっては構成方法、導入・展開の工夫、ストーリーテリングのポイント、高付加価値旅行者への対応などを含め、実務で活用しやすい内容とすること。

また、研修後も学習を継続できるよう、自主学習用の動画教材等を作成すること。動画、PDF、スライド等、参加者がアクセスしやすい形式とし、必要に応じてダウンロード可能な状態とすること。

(4) コンテンツの造成・磨き上げ

現地調査を行い、地域資源を活用した高付加価値旅行者向けコンテンツを4件以上造成・磨き上げること。なお、これらのコンテンツは5(1)の研修で取り上げ、造成・磨き上げのプロセスを通じて、研修参加者が自地域で継続・横展開できるようにすること。（地域資源の特性整理、ターゲット設定、体験構造の設計、ストーリーラインの構築、実施動線や安全管理などの検討手法を習得させること。）

扱うテーマは、酒蔵体験、文化体験、産業体験、地域周遊を促すまちあるき体験などを想定しているが、対象とするコンテンツは受託者決定後に協議の上、選定する。提案段階においては、上記テーマについてそれぞれ具体的に扱うコンテンツを例示し、磨き上げの視点や想定する改善ポイントを明らかにした上で提案すること。

造成・磨き上げを行ったコンテンツについては、タリフ等の販売資料を作成すること。

(5) 外国人モニター及びDMCなどの評価・検証を通じた改善

造成・磨き上げをしたコンテンツについて、高付加価値旅行者向けコンテ

ンツ造成などに知見を有する外国人モニター、DMC 等による評価・検証を 2 回実施すること。体験後のフィードバック（アンケート・インタビュー等）を収集し、改善点を整理し、コンテンツの品質向上及び販売可能性の向上を図ること。

また、評価・検証結果及び改善内容を整理し、委託者に報告すること。

(6) 独自提案（販売導線の整備等）

造成したコンテンツの販売導線を強化するため、タリフ以外の販売ツールの作成、OTA 掲載支援（掲載条件整理、素材作成、原稿作成等）、販売促進に資する取組を独自提案として実施すること。

具体的な内容は委託者と協議の上、決定すること。

(7) 報告書の作成

本業務で実施した内容などを分かりやすく整理し、まとめた報告書を作成して提出すること。業務の実施に際して生じた課題、今後の実施に向けた改善点などあれば、報告書に記載すること。

6 成果品（報告書）の納入

(1) 納入期限

令和 9 年 3 月 19 日（金）

(2) 納品場所

新潟インバウンド推進協議会

(3) 納入方法

電子メールによる納入

*様式は任意とするが、視覚的に理解しやすいものと文字説明を組合わせて、大冊とならないように簡潔明瞭にまとめること。

7 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、委託者の指示に従うこと。
- (2) 業務実施に当たっては、明確な作業スケジュールを提案の上、進捗すること。
- (3) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て委託者に移転すること。受託者は、発注者が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を、納品後の発注者による編集を含み、行使できないものとする。成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。第三者

が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

- (5) 仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上決定する。